

15文科高第912号
平成16年3月29日

文部科学大臣所轄各学校法人理事長 殿

文部科学省高等教育局私学部長
加茂川 幸夫

(印影印刷)

日本私立学校振興・共済事業団を通じた受配者指定寄付金制度の改善について（通知）

このたび、平成16年度税制改正により、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第4項第2号の規定に基づき寄付金控除の対象となる寄付金を定めた財務省告示（昭和40年大蔵省告示第154号）第2号の2により規定されている日本私立学校振興・共済事業団を通じた受配者指定寄付金制度につき、審査手続等の簡素化が行われることとなりました。

今回の改正内容及び留意点については下記の通りですので、事務処理上遺漏のないようをお願いいたします。

記

I 改正内容

1. 寄付金の募集前に、募集対象事業、募集期間及び寄付予定者を特定し、日本私立学校振興・共済事業団の承認を受けることは不要とすること。このため今後は、随時、募集期間の制限なく寄付金の募集及び受入れが行えることとなること。
2. 寄付金の受入れに関し、学校法人が寄付者から寄付金を取りまとめて日本私立学校振興・共済事業団に入金していた従来の方式に加え、新たに寄付者から日本私立学校振興・共済事業団に直接入金することも可能とすること。
3. 寄付金についての日本私立学校振興・共済事業団における審査を大幅に簡素化し、寄付者とその寄付により特別の利益を受けないこと及び寄付金が学校教育に関連のない収益事業に充てられないことを確認するために必要な程度にとどめることとすること。このため今後は、寄付事業の限定はなく、学校の教育若しくは研究に必要な費用又は基金に充てられるものであれば認められることとなること。

4. 寄付の形態について特段の制限は設けず、有価証券の寄付も可能とすること。
5. 各学校法人から日本私立学校振興・共済事業団に対して提出することが必要な書類についても、大幅な簡素化を行うこととすること。

II 留意点

1. 今回の改正により審査手続等が大幅に簡素化されることとなるため、寄付金の募集及び受入れ等について、不適切な事例が発生して受配者指定寄付金制度自体に影響が及ぶような事態とならないよう、各学校法人におけるより一層の自律性が期待されること。
2. 寄付金の入金及び配分時の審査において、受配者指定寄付金として取り扱うことができないと判断された場合等には、寄付者に返金することとなる点について十分留意されたいこと。
3. 今回の改正後の詳細な手続き及び書類の様式等については、日本私立学校振興・共済事業団が作成する寄付金事務の手引きを参照されたいこと。
4. 学生数の減少など私学を取り巻く厳しい環境の中で、各学校法人には経営基盤の強化が喫緊の課題とされているが、寄付金の受入れはそのための有効な手段の一つであり、今回改善がなされた日本私立学校振興・共済事業団を通じた受配者指定寄付金制度をはじめ、特定公益増進法人制度など学校法人への寄付を促進するための様々な税制上の優遇措置を積極的に活用されたいこと。

担当 高等教育局 私学部 私学行政課 法規係
電話 03-5253-4111 (内線2532)

15文科高第912号
平成16年3月29日

各都道府県知事 殿

文部科学省高等教育局私学部長

加茂川 幸夫

日本私立学校振興・共済事業団を通じた受配者指定寄付金制度の改善について（通知）

このたび、平成16年度税制改正により、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第4項第2号の規定に基づき寄付金控除の対象となる寄付金を定めた財務省告示（昭和40年大蔵省告示第154号）第2号の2により規定されている日本私立学校振興・共済事業団を通じた受配者指定寄付金制度につき、審査手続等の簡素化が行われることとなりました。

今回の改正内容及び留意点については下記の通りですので、所轄の学校法人（私立学校法第64条第4項の法人を含む。以下同じ。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

I 改正内容

1. 寄付金の募集前に、募集対象事業、募集期間及び寄付予定者を特定し、日本私立学校振興・共済事業団の承認を受けることは不要とすること。このため今後は、随時、募集期間の制限なく寄付金の募集及び受入れが行えることとなること。
2. 寄付金の受入れに関し、学校法人が寄付者から寄付金を取りまとめて日本私立学校振興・共済事業団に入金していた従来の方式に加え、新たに寄付者から日本私立学校振興・共済事業団に直接入金することも可能とすること。
3. 寄付金についての日本私立学校振興・共済事業団における審査を大幅に簡素化し、寄付者とその寄付により特別の利益を受けないこと及び寄付金が学校教育に関連のない収益事業に充てられないことを確認するために必要な程度にとどめることとすること。このため今後は、寄付事業の限定はなく、学校の教育若しくは研究に必要な費用又は基金に充てられるものであれば認められることとなること。

4. 寄付の形態について特段の制限は設けず、有価証券の寄付も可能とすること。
5. 各学校法人から日本私立学校振興・共済事業団に対して提出することが必要な書類についても、大幅な簡素化を行うこととすること。

II 留意点

1. 今回の改正により審査手続等が大幅に簡素化されることとなるため、寄付金の募集及び受入れ等について、不適切な事例が発生して受配者指定寄付金制度自体に影響が及ぶような事態とならないよう、各学校法人におけるより一層の自律性が期待されること。
2. 寄付金の入金及び配分時の審査において、受配者指定寄付金として取り扱うことができないと判断された場合等には、寄付者に返金することとなる点について十分留意されたいこと。
3. 今回の改正後の詳細な手続き及び書類の様式等については、日本私立学校振興・共済事業団が作成する寄付金事務の手引きを参照されたいこと。
4. 学生数の減少など私学を取り巻く厳しい環境の中で、各学校法人には経営基盤の強化が喫緊の課題とされているが、寄付金の受入れはそのための有効な手段の一つであり、今回改善がなされた日本私立学校振興・共済事業団を通じた受配者指定寄付金制度をはじめ、特定公益増進法人制度など学校法人への寄付を促進するための様々な税制上の優遇措置を積極的に活用されたいこと。

担当 高等教育局 私学部 私学行政課 法規係
電話 03-5253-4111 (内線2532)